

**森林の間伐等の実施の促進に関する
特別措置法関係法規集**

1	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法	P1
2	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令	P11
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則	P12
4	特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針	P15
5	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の運用の ガイドライン	P24
6	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第七条に規定 する特定間伐等の実施又は助成に要する経費等を定める省令 (総務省令)	P71
7	特定間伐等促進対策に対する地方財政措置について (総務省自治財政局調整課長通知)	P72

○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法

(平成二十年法律第三十二号)

最終改正：令和三年法律第十五号

(目的)

第一条 この法律は、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、令和十二年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、市町村による特定間伐等促進計画の作成並びに都道府県知事による特定増殖事業計画及び特定植栽事業計画の認定並びにこれらの計画の実施に関する特別の措置を講じ、もって森林の適正な整備に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定間伐等」とは、森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）の間伐又は造林で令和十二年度までの間に行われるものであって、種穂（林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三条第一項に規定する種穂をいう。以下同じ。）の採取の用に供する樹木の増殖以外のものをいう。

2 この法律において「特定母樹の増殖」とは、特に優良な種苗（林業種苗法第二条第一項に規定する種苗をいう。以下同じ。）を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定するもの（以下「特定母樹」という。）の増殖で令和十二年度までの間に行われるものをいう。

3 この法律において「特定増殖事業」とは、特定母樹の増殖に関する事業であって、次に掲げるものをいう。

一 生産事業（林業種苗法第二条第二項に規定する生産事業をいう。以下同じ。）を行い、又は行おうとする生産事業者団体等（同項に規定する生産事業者の組織する団体その他政令で定める者をいう。以下同じ。）が、特定母樹の増殖を行い、その増殖した特定母樹から採取する種穂を主として当該生産事業者団体等の構成員その他政令で定める者に配布するために実施する事業

二 生産事業を行い、又は行おうとする者が、特定母樹の増殖を行い、その増殖した特定母樹から採取する種穂を主として生産事業者団体等に配布するために実施する事業

三 生産事業を行い、又は行おうとする者が、特定母樹の増殖を行い、その増殖した特定母樹から採取する種穂から配布の目的をもって苗木を育成するために実施する事業

4 この法律において「特定植栽事業」とは、特定間伐等のうち増殖した特定母樹から採取された種穂から育成された苗木（以下「特定苗木」という。）の植栽（以下「特定植栽」という。）を行う事業をいう。

(基本指針)

第三条 農林水産大臣は、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進の意義及び目標に関する事項
 - 二 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の設定に関する基本的な事項
 - 三 前号の区域のうち特定植栽の実施を促進すべき区域の基準
 - 四 前号の区域における特定植栽事業の実施に関する基本的な事項その他の第二号の区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な事項
 - 五 特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する基本的な事項
 - 六 特定増殖事業の実施に関する基本的な事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する重要事項
- 3 基本指針は、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画と調和するものでなければならない。
- 4 基本指針に定める第二項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項（特定間伐等に係る部分に限る。）は、森林法第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画に適合するものでなければならない。
- 5 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 6 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣その他関係行政機関の長及び都道府県知事に通知しなければならない。
- 7 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

（基本方針）

第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する基本方針又は当該区域内における特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針（以下「基本方針」と総称する。）を定めることができる。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。ただし、特定間伐等の実施の促進に関する基本方針においては、第一号から第四号までに掲げる事項を定めれば足りる。
 - 一 特定間伐等の実施の促進の目標
 - 二 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準
 - 三 次条第一項に規定する特定間伐等促進計画の作成に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、特定間伐等の実施の促進に関する事項
 - 五 特定母樹の増殖の実施の促進の目標

- 六 特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項
 - 七 特定増殖事業の実施方法に関する事項
 - 八 特定増殖事業の実施の促進のための方策に関する事項
- 3 前項第二号から第四号までに掲げる事項には、特定植栽に関する次に掲げる事項を定めることができる。
- 一 特定植栽の実施を促進すべき区域
 - 二 前号の区域における特定植栽事業の実施方法に関する事項
 - 三 第一号の区域における特定植栽事業の実施の促進のための方策に関する事項
- 4 基本方針に定める第二項第一号から第四号までに掲げる事項（前項の規定により同項各号に掲げる事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。）は、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画（以下単に「地域森林計画」という。）に適合するものでなければならない。
- 5 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議するとともに、第三項各号に掲げる事項に係る部分については関係市町村長の意見を聴かななければならない。
- 6 都道府県知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。
- 7 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（特定間伐等促進計画）

第五条 その区域の全部又は一部が前条第二項第二号の基準に適合する区域内にある市町村は、基本方針に即するとともに、森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画に適合して、当該市町村の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）を作成することができる。

- 2 特定間伐等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 特定間伐等促進計画の区域
 - 二 特定間伐等促進計画の目標
 - 三 第一号の区域において実施する特定間伐等に係る次に掲げる事項
 - イ 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐主体、間伐時期、間伐面積、間伐樹種、間伐林齢、間伐立木材積及び間伐方法その他間伐に関する事項
 - ロ 造林する森林についての所在場所別の造林主体、造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法その他造林に関する事項
 - ハ イの間伐又はロの造林を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、特定間伐等の実施の促進に関する事項
- 3 その区域の全部又は一部が前条第三項の規定により基本方針に定められた同項第一号の区域（以下「特定植栽促進区域」という。）内にある市町村にあっては、特定間伐等促

進計画において、前項各号に掲げる事項のほか、当該市町村の区域内にある特定植栽促進区域における特定植栽事業の実施方法及び実施の促進のための方策に関する事項を定めるものとする。

- 4 特定間伐等促進計画に市町村以外の者が実施する特定間伐等に係る事項を記載しようとする市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該市町村以外の者の同意を得なければならない。
- 5 市町村以外の者であって特定間伐等を実施しようとするものは、市町村に対し、当該特定間伐等に係る事項をその内容に含む特定間伐等促進計画の案の作成についての提案をすることができる。
- 6 前項の市町村は、同項の提案を踏まえた特定間伐等促進計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。
- 7 市町村は、特定間伐等促進計画を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
- 8 市町村は、特定間伐等促進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に当該特定間伐等促進計画の写しを送付しなければならない。
- 9 第四項から前項までの規定は、特定間伐等促進計画の変更について準用する。

(交付金の交付等)

第六条 特定間伐等促進計画を作成した市町村は、次項の交付金を充てて当該特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等（前条第二項第三号ハの施設の設置を含む。以下この条、次条第一項及び第十八条第一項において同じ。）の実施（市町村以外の者が実施する特定間伐等に要する費用の一部の負担を含む。次項において同じ。）をしようとするときは、当該特定間伐等促進計画を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 2 国は、前項の市町村に対し、同項の規定により提出された特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施に要する経費に充てるため、農林水産省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
- 3 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、森林法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(地方債の特例等)

第七条 地方公共団体が、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等を実施し、又は当該特定間伐等で総務省令で定める者が実施するものに関する助成を行おうとする場合において、当該実施又は助成に要する経費のうち総務省令で定めるものであって地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものは、同条第五号に規

定する経費とみなす。

- 2 地方公共団体が特定間伐等促進計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(伐採の届出の特例)

第八条 特定間伐等の実施主体として特定間伐等促進計画に定められた者が当該特定間伐等促進計画に従って行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項本文の規定は、適用しない。

(特定増殖事業計画の認定)

第九条 基本方針（特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針に限る。以下この項及び第三項第一号において同じ。）に定められた第四条第二項第七号に掲げる事項に基づいて特定増殖事業を実施しようとする者は、その実施しようとする特定増殖事業に関する計画（以下「特定増殖事業計画」という。）を作成し、これを当該基本方針を定めた都道府県知事（以下「特定都道府県知事」という。）に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 特定増殖事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定増殖事業の目標

- 二 増殖する特定母樹の種類、特定母樹を繁殖する方法、特定母樹を植栽する土地の所在地及び面積並びに植栽する特定母樹の本数、配置及び管理に関する事項

- 三 地域森林計画の対象となっている民有林（森林法第五条第一項に規定する民有林をいい、同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。以下同じ。）において特定母樹を植栽する土地の上にある立木を伐採しようとする場合にあっては、伐採する森林の所在場所、伐採面積、伐採齢その他農林水産省令で定める事項

- 四 特定母樹から採取する種穂の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）に関する事項

- 五 特定増殖事業の実施時期

- 六 特定増殖事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

- 3 特定都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その特定増殖事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 基本方針に照らし適切なものであること。

- 二 前項第二号から第六号までに掲げる事項が当該特定増殖事業計画に係る特定増殖事業を確実に実施するために適切なものであること。

- 三 申請者が特定増殖事業を適確に遂行するに足る技術的能力その他の能力を有し、

かつ、林業種苗法第十条第三項第一号又は第二号のいずれにも該当しないこと。

- 4 特定都道府県知事は、第二項第三号に掲げる事項を含む特定増殖事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第二項第二号及び第三号に掲げる事項について、当該特定増殖事業計画（同号に掲げる事項に係る部分に限る。）において伐採することとされている民有林の所在地の属する市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 5 特定都道府県知事は、前項の規定により市町村の長の意見を聴いた場合において第一項の認定をしたときは、当該市町村の長に当該認定をした旨の通知をしなければならない。

（特定増殖事業計画の変更等）

第十条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定特定増殖事業者」という。）は、当該認定に係る特定増殖事業計画を変更しようとするときは、特定都道府県知事の認定を受けなければならない。

- 2 特定都道府県知事は、認定特定増殖事業者が当該認定に係る特定増殖事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定特定増殖事業計画」という。）に従って特定増殖事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 特定都道府県知事は、認定特定増殖事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定特定増殖事業者に対して、当該認定特定増殖事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
- 4 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例）

第十一条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金（第十六条において単に「林業・木材産業改善資金」という。）であって、認定特定増殖事業者が認定特定増殖事業計画に従って特定増殖事業を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。第十六条において同じ。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

- 2 前項に規定する資金の据置期間は、林業・木材産業改善資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（生産事業者の登録等の特例）

第十二条 特定増殖事業を実施しようとする者がその特定増殖事業計画について第九条第一項の認定を受けたときは、当該認定特定増殖事業計画に記載された特定増殖事業であって、林業種苗法第十条第一項の登録を受けなければならないものについては、同項の規定により登録を受けたものとみなして、同法第十二条第一項及び第二項並びに第十三条から第十六条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合にお

いて、同法第十三条第一項中「その住所地を管轄する都道府県知事」とあるのは「特定都道府県知事(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成二十年法律第三十二号)第九条第一項に規定する特定都道府県知事をいう。以下同じ。)」と、同条第二項及び第三項並びに同法第十四条第二項中「その住所地を管轄する都道府県知事」とあるのは「特定都道府県知事」と、同法第十三条第三項中「及び同項第五号」とあるのは「並びに同項第五号及び第六号」と、同法第十五条第一項第三号中「第十条第三項第一号又は第三号」とあるのは「第十条第三項第一号」とする。

- 2 特定増殖事業を実施しようとする者がその特定増殖事業計画について第九条第一項の認定を受けたとき、又は認定特定増殖事業者がその認定特定増殖事業計画について第十条第一項の認定を受けたときは、これらの認定に係る認定特定増殖事業計画に記載された特定増殖事業であって、林業種苗法第十三条第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による届出及び書替交付の申請をし、又は同条第三項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による届出をしなければならないものについては、同条第一項の規定により届出及び書替交付の申請をし、又は同条第三項の規定により届出をしたものとみなす。ただし、これらの者が同法第十条第一項の規定により特定都道府県知事以外の都道府県知事の登録を受けている者であるときは、この限りでない。

(伐採の届出の特例)

第十三条 第八条の規定は、認定特定増殖事業者が認定特定増殖事業計画(第九条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。)に従って行う立木の伐採について準用する。

(特定植栽事業計画の認定)

第十四条 特定植栽促進区域内において基本方針(第四条第三項各号に掲げる事項が定められたものに限る。以下同じ。)に定められた同項第二号に掲げる事項に基づいて特定植栽事業を実施しようとする者は、その実施しようとする特定植栽事業に関する計画(以下「特定植栽事業計画」という。)を作成し、これを当該基本方針を定めた都道府県知事に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 特定植栽事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定植栽事業の目標

二 植栽する特定苗木の種類及びその調達に関する事項

三 特定苗木を植栽する土地の所在地及び面積、当該土地の利用の現況、植栽の時期及び植栽する苗木の本数その他農林水産省令で定める事項

四 地域森林計画の対象となっている民有林において特定苗木を植栽する土地の上にある立木を伐採しようとする場合にあっては、伐採する森林の所在場所、伐採主体、伐採面積、伐採方法、伐採齢その他農林水産省令で定める事項

五 特定植栽事業の実施期間

六 特定植栽事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

- 3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その特定植栽事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 基本方針に照らし適切なものであること。
 - 二 前項第二号から第六号までに掲げる事項が当該特定植栽事業計画に係る特定植栽事業を確実に実施するために適切なものであること。
 - 三 申請者が特定植栽事業を適確に遂行するに足りる技術的能力その他の能力を有すること。
- 4 都道府県知事は、特定植栽事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該特定植栽事業計画において特定苗木を植栽することとされている土地の所在地の属する市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村の長の意見を聴いた場合において第一項の認定をしたときは、当該市町村の長に当該認定をした旨の通知をしなければならない。
- 6 特定間伐等促進計画を作成した市町村の長が前項の通知を受けたときは、当該通知の日において、当該通知に係る特定植栽事業計画のうち第五条第二項第三号ロに掲げる事項に相当する部分に係る当該特定間伐等促進計画の変更がされたものとみなす。この場合において、同条第九項において準用する同条第八項の規定は、適用しない。
- 7 特定間伐等促進計画を作成した市町村は、第五項の通知があったときは、遅滞なく、その旨及び当該通知に係る特定植栽事業計画のうち第五条第二項第三号ロに掲げる事項に相当する部分を公表しなければならない。

(特定植栽事業計画の変更等)

第十五条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定特定植栽事業者」という。）は、当該認定に係る特定植栽事業計画を変更しようとするときは、当該認定をした都道府県知事の認定を受けなければならない。

- 2 都道府県知事は、認定特定植栽事業者が当該認定に係る特定植栽事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定特定植栽事業計画」という。）に従って特定植栽事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 都道府県知事は、認定特定植栽事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定特定植栽事業者に対して、当該認定特定植栽事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
- 4 前条第三項から第七項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(林業・木材産業改善資金の償還期間の特例)

第十六条 林業・木材産業改善資金であって、認定特定植栽事業者が認定特定植栽事業計画に従って特定植栽事業を実施するのに必要なものの償還期間は、林業・木材産業改善資金

助成法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(伐採の届出の特例等)

第十七条 第八条の規定は、認定特定植栽事業者（伐採主体として認定特定植栽事業計画に記載された者が当該認定特定植栽事業者でない場合にあつては、その者。第三項において同じ。）が認定特定植栽事業計画（第十四条第二項第四号に掲げる事項に係る部分に限る。）に従って行う立木の伐採について準用する。

2 認定特定植栽事業者は、農林水産省令で定めるところにより、認定特定植栽事業計画に記載された前項の伐採及び当該伐採後の植栽に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

3 市町村の長は、認定特定植栽事業者の行っている第一項の伐採又は当該伐採後の植栽が認定特定植栽事業計画に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後に植栽する特定苗木の種類若しくは植栽の時期に関する事項に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の植栽に関する事項に従って伐採し、又は伐採後の植栽をすべき旨を命ずることができる。

(国等の援助等)

第十八条 国及び地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施主体、認定特定増殖事業者及び認定特定植栽事業者に対し、当該特定間伐等及び特定増殖事業の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、農林水産大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び同項の実施主体、認定特定増殖事業者又は認定特定植栽事業者は、特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画又は認定特定植栽事業計画の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、国立研究開発法人森林研究・整備機構並びに関係都道府県又は関係都道府県若しくは関係都道府県及び関係都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）であつて特定母樹を所有するものは、特定母樹の増殖の促進を図るため、認定特定増殖事業者に対し、特定母樹を育成するための種穂の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

4 地方公共団体は、第五条第二項第一号の区域内に存する森林の森林所有者（森林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。）その他の関係者に対し、特定間伐等及び特定増殖事業の実施を促進するために必要な情報の提供、助言又はあつせんその他の援助を行うよう努めなければならない。

(報告の徴収)

第十九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定特定増殖事業者又は認定特定植栽事業者に対し、認定特定増殖事業計画又は認定特定植栽事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第二十条 第十七条第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十一条 第十七条第二項又は第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令

(平成二十五年政令第百六十二号)

最終改正：令和三年政令第百三十四号

(生産事業者団体等の範囲等)

第一条 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第三項第一号に規定する生産事業者団体等として政令で定める者は、森林組合及び森林組合連合会並びにこれらの子会社（森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第一百条第三項に規定する子会社をいい、同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。次項において同じ。）とする。

2 法第二条第三項第一号に規定する種穂の主たる配布先として政令で定める者は、生産事業者団体等が森林組合又は森林組合連合会の子会社である場合における当該森林組合又は当該森林組合連合会の会員である森林組合の組合員とする。

(林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例)

第二条 法第十一条第一項の政令で定める期間は、十二年以内とする。

2 法第十一条第二項の政令で定める期間は、五年以内とする。

(都道府県貸付金の貸付けの条件の基準の特例)

第三条 法第十一条第一項に規定する資金に係る都道府県貸付金（林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第百三十一号）第七条第一項に規定する都道府県貸付金をいう。）についての同令第七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「四年」とあるのは、「六年」とする。

(林業・木材産業改善資金の償還期間の特例)

第四条 法第十六条の政令で定める期間は、十二年以内とする。

○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則

(平成二十年農林水産省令第三十七号)

最終改正：令和三年農林水産省令第二十二号

(基本方針の協議の手続)

第一条 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(以下「法」という。)第四条第五項の規定による協議は、協議書及び同条第六項の規定により都道府県知事が公表しようとする基本方針を農林水産大臣に提出してするものとする。

2 法第四条第七項において準用する同条第五項の規定による協議は、協議書並びに変更しようとする事項及びその理由を記載した書類を農林水産大臣に提出してするものとする。

(特定間伐等促進計画の協議の手続)

第二条 法第五条第七項の規定による協議は、協議書並びに同条第八項の規定により市町村が公表しようとする特定間伐等促進計画及び当該特定間伐等促進計画の区域を表示した図面を都道府県知事に提出してするものとする。

2 法第五条第九項において準用する同条第七項の規定による協議は、協議書並びに変更しようとする事項及びその理由を記載した書類並びに当該変更に係る森林の区域を表示した図面を都道府県知事に提出してするものとする。

(農林水産大臣に提出する特定間伐等促進計画の添付書類)

第三条 市町村は、法第六条第一項の規定により農林水産大臣に特定間伐等促進計画を提出する場合には、当該特定間伐等促進計画に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 特定間伐等促進計画の区域を表示した図面
- 二 次条第一項の規定により法第六条第二項の交付金の額の限度を算出するために必要な資料

(交付金の交付の方法等)

第四条 法第六条第二項の交付金は、特定間伐等促進計画を提出した市町村ごとに交付するものとし、その額は、農林水産大臣の定めるところにより算出された額を限度とする。

2 前条及び前項に定めるもののほか、交付金の交付の対象となる事業、交付金の交付の手続、交付金の経理その他の必要な事項については、農林水産大臣の定めるところによる。

(特定増殖事業計画の記載事項)

第五条 法第九条第二項第三号の農林水産省令で定める事項は、伐採樹種及び伐採の期間とする。

(林業種苗法第十条第一項の規定による登録を受けたものとみなされる場合における登録の方法)

第六条 法第九条第一項に規定する特定都道府県知事は、法第十二条第一項の規定により林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定による登録を受けたものとみなされる場合における同条第二項第一号から第五号までに掲げる事項並びに登録番号及び登録年月日の記録については、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第百九十四号）第二条の生産事業者登録簿に登載して行うことができる。

（林業種苗法第十二条第一項の規定が適用される場合における登録証の様式）

第七条 法第十二条第一項の規定により林業種苗法第十二条第一項の規定が適用される場合には、同項の登録証の様式は、林業種苗法施行規則（昭和四十五年農林省令第四十号）第十一条の規定にかかわらず、別記様式によるものとする。

（特定植栽事業計画の記載事項）

第八条 法第十四条第二項第三号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 特定苗木を植栽する土地に係る森林の森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者

二 地ごしらえその他造林に関する事項

2 法第十四条第二項第四号の農林水産省令で定める事項は、伐採樹種及び伐採の期間とする。

（伐採及び伐採後の植栽に係る森林の状況の報告）

第九条 法第十七条第二項の規定による報告は、伐採後の植栽の終わった日から三十日以内に当該伐採後の植栽の終わった日における森林の状況を記載した報告書を提出してしなければならない。

別記様式（日本産業規格 A 4）

登録年月日 年 月 日

登録番号

登 録 証

氏名又は名称及び住所

生産事業の内容

事業所の名称及び所在地

生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第12条第1項の規定により上記のとおり林業種苗法第10条第1項の規定による登録を受けたものとみなされたことを証する。

年 月 日

都道府県知事

印

○特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針

(令和三年農林水産省告示第五百八号)

本指針は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施を促進するための基本的な指針として、法第四条第一項の規定に基づき都道府県知事が定める基本方針（以下「基本方針」という。）の指針となるべきものを定めるものである。

第一 特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進の意義及び目標に関する事項

一 特定間伐等の実施の促進の意義及び目標

森林は、国土の保全、水源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しており、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、適正な森林整備を推進することが極めて重要である。

これまで、我が国では、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）等に基づき、平成二十年から平成二十四年までの第一約束期間及び平成二十五年から令和二年までの第二約束期間において、森林吸収源（二酸化炭素の吸収源としての森林をいう。以下同じ。）による二酸化炭素の吸収量等を確保するため間伐等の対策を推進してきたところである。

このような中、我が国は、令和二年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組みであるパリ協定を踏まえ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成二十八年五月に閣議決定された地球温暖化対策計画において令和十二年度の温室効果ガスの削減目標を平成二十五年度総排出量比二十六・〇パーセントとしており、このうち、平成二十五年度総排出量比二・〇パーセント相当を森林吸収量（森林吸収源による二酸化炭素の吸収量等をいう。以下同じ。）で確保することとしている。加えて、内閣総理大臣所信表明演説（令和二年十月二十六日）では、「二〇五〇年カーボンニュートラル（脱炭素社会）」の実現を目指すことが宣言されたところであり、今後、地球温暖化対策計画等の見直しが行われる予定である。

国際的に森林吸収源として認められる育成林は、パリ協定下においても、平成三十年に開催された気候変動に関する国際連合枠組条約第二十四回締約国会議における合意に基づき、京都議定書第二約束期間と同様に「森林を適切な状態に保つために基準年以降に森林施業（更新（地ごしらえ、地表かきおこし、植栽等）、保育（下刈り、除伐等）、間伐、主伐）が行われている森林」とされており、我が国の人工林において、令和十二年度までの間に間伐を集中的に実施することはパリ協定下の我が国の温室効果ガスの削減目標の達成に大きな意義を有するものである。また、人工林の高齢級化により森林吸収量が減少傾向で推移していることを勘案すると、主伐後の再造林を進める必要があり、特に自然的社会的条件の良い森林における成長に優れた特定苗木による再造林を促進することは、「二〇五〇年カーボンニュートラル」を達成する上でも重要な意義

を有するものである。

このような状況を踏まえ、我が国の目標である令和十二年度における二・〇パーセントの森林吸収量の確保を図るため、令和三年度から令和十二年度までの十年間において、全国で年平均四十五万ヘクタールの間伐を実施することを目標とする。また、長期的な森林吸収量の確保を図るため、特定植栽の実施の促進を始めとして、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進する。

基本方針における特定間伐等の実施の促進の目標は、以上のような特定間伐等の実施を促進する意義及び目標を踏まえ、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況、苗木の生産状況、主伐の実施状況等を勘案しつつ、意欲的な数値目標として設定することが適当である。

また、認定特定植栽事業者が適切に事業を実施することができるよう、特定植栽事業の実施方法等を具体的に示すものとする。この際、特定植栽の具体的な目標、地域における特定苗木の種類、植栽本数等を示すことが望ましい。

なお、特定間伐等には、特定植栽も含まれることに留意するものとする。

二 特定母樹の増殖の実施の促進の意義及び目標

我が国の人工林は、伐採適期を迎えた高齢級のものが年々増加しつつあり、人工林面積に占める五十年生を超えるものの割合は、平成十九年時点では三十五パーセントであったが、平成二十九年には五十パーセント以上に達している。このような人工林の高齢級化に伴い森林吸収量が減少傾向で推移している中で、将来にわたり我が国の森林吸収量の保全及び強化を図るためには、再生林等による伐採跡地の適切な更新が必要不可欠である。特定母樹の増殖は、特定苗木による再生林の基盤であり、長期的な森林吸収量の確保を図る上で重要な意義を有するものである。

特定母樹の増殖は、北海道及び九州で進んでいるものの、まだその流通量は限られている状態にある。加えて、本州及び四国では増殖そのものがまだ十分に進んでいない。このため、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画に定める造林の計画量、造林用種苗に対する多様なニーズの状況等を踏まえ、令和三年度から令和十二年度までの十年間においても引き続き、特定母樹の増殖の実施を促進し、増殖した特定母樹（以下「増殖特定母樹」という。）により構成された種穂の採取源を全国的に整備することを目標とする。

基本方針における特定母樹の増殖の実施の促進の目標は、以上のような特定母樹の増殖の実施を促進する意義及び目標を踏まえ、隣接する都道府県も含めた広域における将来の人工造林の面積の見通し等を踏まえつつ、将来の人工造林に必要となる種苗について、地域特有のニーズ等に応じた種苗を除き、増殖特定母樹から採取する種穂によって生産することが可能となるよう、必要に応じて民間による取組を含め、特定母樹の増殖の実施を促進し、増殖特定母樹により構成された種穂の採取源を整備すること

を目標に掲げるものとする。この際、増殖特定母樹により構成された採種園及び採穂園の規模を示すことが望ましい。

また、認定特定増殖事業者が適切に事業を実施することができるよう、地域における特定増殖事業の実施方法を具体的に示すものとする。この際、採種園の基本設計を示すとともに、採種園及び採穂園の整備及び管理に関する標準的な工程を示すことが望ましい。

第二 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の設定に関する基本的な事項

特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域（以下「特定間伐等促進区域」という。）は、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、間伐が適正に実施されていない森林や造林未済地等、特定間伐等（法第五条第二項第三号ハの作業路網その他の施設の設置を含む。第四の一(2)及び第七の二において同じ。）を実施することが適当と認められる森林の区域を対象として設定するものとする。

また、特定植栽促進区域が設定された場合には、市町村は、特定間伐等促進計画に特定植栽促進区域を含む必要があることに留意するものとする。

第三 特定間伐等促進区域のうち、特定植栽の実施を促進すべき区域（特定植栽促進区域）の基準

特定植栽促進区域については、特定苗木の特性を十分に発揮できるよう、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からの距離や集落からの距離等の社会的条件、特定苗木の供給目標等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特定苗木の生育に特に適した森林で、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を対象として設定するものとし、また、将来にわたり育成単層林として維持する森林の区域を対象として設定する。

なお、特定植栽促進区域の指定・公表に当たっては、当該区域が伐採を促進するためのものではないことを明らかにするとともに、地形、地質等からみて、山腹崩壊や地すべり等の災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

第四 特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な事項

一 特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な事項

(1) 特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な考え方

市町村は、特定間伐等促進計画に基づき、特定間伐等促進区域において、森林所有者等の意向等を踏まえつつ、次に掲げるところにより、特定間伐等を円滑かつ確実に実施するものとする。

① 多様な実施主体による実施の促進

特定間伐等の実施主体は、特定間伐等促進計画及び特定植栽事業計画に従って確実に特定間伐等を実施することが見込まれる者とし、地域の実情に応じて、特定

間伐等促進区域内の森林所有者、地方公共団体、森林組合、森林整備法人、民間の林業事業体、苗木生産事業者、特定非営利活動法人、ボランティア団体等の地域における多様な主体を参画させるよう努めること。

② 計画的な実施時期の設定

特定間伐等の実施時期は、実施主体等の意向を踏まえ、適切な時期を設定すること。

③ 適切かつ具体的な実施方法の設定

特定間伐等の実施方法は、実施主体等の意向を踏まえ、必要となる方法を適切かつ具体的に設定すること。

また、当該方法は、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画、同法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画等に定められた間伐又は造林に関する事項に適合するものであること。特に、森林法第三十九条の四第一項第一号に規定する要整備森林が含まれる場合にあっては当該地域森林計画に定められた当該要整備森林について実施すべき施業の方法に関する事項に、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十二条第一項に規定する災害等防止措置を講ずべきことを命ぜられた森林が含まれる場合にあっては当該命令に係る災害等防止措置の内容に、それぞれ従ったものであること。

法第五条第二項第三号ハの作業路網その他の施設の設置に関する事項として、特定間伐等の実施に必要となる作業路網、土場等の設置場所、設置主体、設置時期、設置規模及び設置方法を記載すること。また、この作業路網等の設置については、林道の既設開設路線又は地域森林計画に定められている開設計画路線と整合性が確保されたものであること。

④ 提案制度の積極的な活用

特定間伐等の実施を促進する上で、最も効率的な作業路網の設置方法や間伐等の森林施業の集約化等について、市町村以外の者の自主性及び創意工夫を発揮することが重要であり、法第五条第五項に規定する市町村以外の者による特定間伐等促進計画に対する提案制度について周知・啓発に努めるとともに、当該制度を積極的に活用すること。

⑤ 特定植栽事業計画との関係

特定植栽促進区域を含む市町村が、特定間伐等促進計画を作成する場合には、基本方針に即して、特定植栽事業の実施方法等を定めること。

また、認定特定植栽事業計画に記載された植栽については、特定間伐等促進計画に位置付けられたものとみなされ、交付金の交付等の特例の対象となることに留意すること。

(2) 交付金を充てて実施すべき特定間伐等に関する基本的な考え方

法第六条第二項の規定に基づく交付金を充てて実施すべき特定間伐等の事業は、

特定間伐等促進計画に定められた目標の達成に資するよう、特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等のうち、当該特定間伐等促進区域内の特定間伐等の実施を効果的かつ効率的に推進するため必要となる基盤の整備や隘路の解消等を図る観点から実施するものである。

このため、当該交付金を充てて実施すべき事業は、当該事業を実施した場合に、当該市町村の区域における各種特定間伐等の実施を促進する波及効果や呼び水効果の高い事業とする。

二 特定植栽促進区域における特定植栽事業の実施に関する基本的な事項

(1) 特定植栽の方法

特定植栽の実施に当たっては、特定苗木を有効に活用することにより森林吸収量の最大化を図っていく観点から、特定苗木の特性及び特定植栽促進区域の自然的社会的条件を踏まえ、低密度での植栽に努めるものとする。

また、コンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業の導入、植栽木と雑草木の競合状態に応じた下刈りの要否の検討などにより、造林の低コスト化・省力化に努めるものとする。

(2) 植栽する特定苗木の種類及び調達

認定特定植栽事業者は、特定苗木の供給量を踏まえつつ、特定苗木の種類、調達先及び調達本数を明らかにするものとする。

また、特定苗木の調達に当たっては、林業種苗法施行規則（昭和四十五年農林省令第四十号）第二十一条第七号に基づき特定苗木である旨の表示が行われているものを調達するものとする。

(3) 林業・木材産業改善資金その他資金の確保

都道府県知事は、認定特定植栽事業者に対し、法の趣旨に沿って林業・木材産業改善資金の貸付けを行うものとする。

そのほか、国及び都道府県は、認定特定植栽事業者が当該特定植栽事業を実施するために必要となる資金の確保に努めるものとする。

第五 特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する基本的な事項

増殖特定母樹から採取する種穂により生産される特に優良な種苗を広く普及するため、これらの種穂を生産事業者が広く利用することができるよう、採種園及び採穂園の整備を図るに際し、認定特定増殖事業者以外の生産事業者を含め、隣接する都道府県間などの広域的な種苗の流通を念頭に置きつつ、種穂の生産体制の整備を図ることが必要である。

また、各都道府県、認定特定増殖事業者その他の生産事業者等の関係者間において、将来の種苗の需要等の見通しや特定母樹の増殖の実施の促進状況等に関する情報の共有を図りつつ、特に優良な種苗の生産のために必要な施設の整備等を計画的に進めていくことが望ましい。なお、都道府県が増殖特定母樹による採種園又は採穂園を整備する計画がある場合には、その規模、種穂の供給先等を明らかにすることが望ましい。

第六 特定増殖事業の実施に関する基本的な事項

一 増殖する特定母樹の種類

特定増殖事業において増殖する特定母樹は、増殖を行う地域の気候等に適した種類のものを選定するものとする。この際、採種園の整備を行う場合には、母樹間の近親交配による種子の能力の低下をできるだけ避けるとともに、異なる種類の母樹間の交配による種子の遺伝的多様性を一定程度確保する必要があることから、樹種毎に原則として、九種類以上の特定母樹を選定するものとする。

二 特定母樹を繁殖する方法

特定母樹を繁殖する方法は、挿し木又は接ぎ木等の無性繁殖によるものとする。この際、特定母樹の種類が特定できるよう適正な管理のもとで繁殖を行う必要がある。

三 母樹を植栽する土地の条件並びに植栽する母樹の本数、配置及び管理

母樹を植栽する土地は、地形、周囲に生育する樹木の状況、林道等からの距離等の条件が、植栽する母樹の育成・管理に適した場所である必要がある。特に、特定増殖事業において採種園の整備を行う場合には、増殖特定母樹と交配を起こす可能性のある樹木から十分な距離を確保する等の措置を講ずる必要がある。

母樹を植栽する土地の面積並びに植栽する母樹の本数及び配置は、植栽する母樹の枝張りの確保、種穂の採取作業の実施等の観点から適正な植栽間隔を確保することができるものとする。

植栽する母樹の管理は、種穂を早期に採取することができるよう育成するとともに、種穂の採取が可能な時期に達した後は、毎年、安定した種穂の生産が図られるよう、下刈り、剪定、着花促進処理等を適切に実施するものとする。

四 増殖特定母樹から採取する種穂の配布

特に優良な種苗が広く普及される必要があることから、増殖特定母樹から採取する種穂の配布先については、生産事業者が広く利用できるものとなるように努めるものとする。この際、林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十八条第一項の規定に基づく生産事業者の表示義務及び同法第二十四条の規定に基づく種苗の配布区域の制限を遵守する必要がある。また、林業種苗法施行規則第二十一条第七号の規定により、増殖特定母樹から採取された種穂等であるかどうかの表示を適切に実施するものとする。

五 特定増殖事業の実施時期

特定増殖事業の実施時期は、特定母樹の繁殖、母樹の植栽及び種穂の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）の各工程について、適切に実施するために必要かつ十分な期間を設定するものとする。

六 林業・木材産業改善資金その他資金の確保

都道府県知事は、認定特定増殖事業者に対し、法の趣旨に沿って林業・木材産業改善資金の貸付けを行うものとする。

そのほか、国及び都道府県は、認定特定増殖事業者が当該特定増殖事業を実施するために必要となる資金の確保に努めるものとする。

第七 その他特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する重要事項

一 法に基づく取組以外の取組との効果的な連携

法に基づく取組は、これ以外の取組であって特定間伐等促進計画、特定増殖事業計画及び特定植栽事業計画に定められた目標の達成に寄与するものと適切かつ密接に連携することにより、相互に補完し、高い相乗効果を発揮することが期待されることから、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に当たっては、次に掲げる事項に配慮することが適当である。

(1) 特定間伐等の実施の促進に寄与する取組

① 森林経営計画に基づく森林施業の推進

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画（森林法第十一条第一項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努めること。

② 施業の集約化等の取組の推進

林業事業体から森林所有者に対して施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示し、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施の推進に努めるとともに、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に努めること。

③ 路網の整備の推進

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わされた路網の整備の推進に努めること。

④ 間伐等の効率化・低コスト化の推進

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効果的な間伐の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着の推進に努めること。

また、コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に努めること。

⑤ 間伐材の利用の推進

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成や長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用の推進に努めること。

⑥ 人材の育成・確保等の推進

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成、当該林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に努めること。

(2) 特定植栽の実施の促進に寄与する取組

① 森林計画制度との連携

特定植栽促進区域の設定に当たっては、市町村森林整備計画に定める公益的機能別施業森林等の区域と整合を図るものとする。また、当該区域においては、特定植栽の実施を盛り込んだ森林経営計画の作成を促すほか、森林経営計画の認定時や、伐採及び伐採後の造林の届出時において、特定植栽の実施を推奨するなど、森林計画制度も適切に運用しながら、特定植栽の実施を促進すること。

② 森林経営管理制度との連携

特定植栽促進区域においては、自ら所有森林を経営管理することは困難であるが委託による特定植栽事業の実施等を希望する森林所有者も存在することが想定される。このため、市町村は、特定植栽促進区域内の森林所有者に対し、必要に応じて森林経営管理法第五条に規定する経営管理意向調査を実施し、同法第四条第一項の経営管理権集積計画及び同法第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画を作成するなど、森林経営管理制度も活用しながら、特定植栽の実施を促進すること。

(3) 特定母樹の増殖の実施の促進に寄与する取組

① 特に優良な種苗の普及の推進

造林の主要な実施主体である森林所有者、森林組合、森林整備法人、民間の林業事業体等に対し、特定苗木の普及に努めること。なお、国有林野事業及び水源林造成事業において造林を実施する際は、地域の実情等を勘案しつつ、特定苗木の植栽が適した場所については、これらの種苗を用いるよう努めること。

また、更なる優良種苗の確保に向けて、スギ及びヒノキ以外の樹種の第二世代精英樹の選抜並びにスギ及びヒノキの第二世代精英樹同士的人工交配により得られたものの中からの第三世代精英樹の選抜等の林木の育種の推進に努めること。

さらに、優良種苗について、品種開発から造林するまでに要する期間を短縮する技術の開発、品質保持に配慮した種苗流通の効率化等が進むよう努めること。

② 多様なニーズに応じた優良種苗等の確保の推進

林木育種の推進、種苗の普及等に当たっては、地域の特性等に応じた多様な森林の整備を図るため、特定母樹の増殖の実施の促進と併せて、病虫害や気象害に抵抗性を有する種苗、優良な広葉樹等の地域のニーズに応じた優良種苗等の確保の推進に努めること。また、人工造林に当たっては、それらの優良種苗等の活用を含め、適地適木を旨とし、生物多様性の保全、森林所有者の意向等に配慮した種苗等の選

定が行われる必要があることに留意すること。さらに、都市部を中心に社会的な問題となっている花粉症への対策が求められている中、花粉発生源対策の観点から、花粉の生産量の少ない又は花粉を全く生産しない特性を有するスギ等の種苗について、引き続き、生産の拡大及び普及に努めること。

二 特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に向けた国等の援助等

(1) 特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に向けた国等の連携

基本方針を策定した都道府県知事は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等、特定増殖事業計画に基づく特定母樹の増殖又は特定植栽事業計画に基づく特定植栽の確実かつ効果的な実施に資するよう、国等と連携しつつ、市町村又は特定間伐等の実施主体、認定特定増殖事業者、認定特定植栽事業者等に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 認定特定増殖事業者等に対する都道府県等の支援

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）、都道府県又は都道府県の林業試験研究機関（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。）であって特定母樹を所有するものは、認定特定増殖事業者に対し、特定母樹の種穂の提供に努めるとともに、当該所有する特定母樹に関する情報の提供、特定母樹の増殖に関する技術的な助言及び指導等の必要な支援を行うよう努めるものとする。

また、機構は、特定苗木の増産の観点から、都道府県及び認定特定増殖事業者以外の生産事業者等に対しても、必要に応じて種苗の生産等に関する技術的な助言及び指導等の支援を行うよう努めるものとする。

(3) 森林所有者等に対する援助等

都道府県及び市町村は、特定間伐等及び特定増殖事業の実施を促進するため、特定間伐等促進区域内の森林所有者、特定植栽事業を実施し、又は実施しようとする者を含む間伐等の事業者、特定増殖事業者を含む苗木の生産事業者等に対し、必要な情報の提供、助言、あっせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

また、市町村は、必要に応じて特定植栽促進区域内の森林所有者の意向を把握した上で、間伐等の事業者に関する情報の提供、あっせんその他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の運用のガイドライン

平成20年6月13日 20林整整第328号
林野庁長官より各都道府県知事、
(独)森林総合研究所宛

一部改正：令和3年4月6日 3林整整第4号

第1 基本方針

1 基本方針の策定

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、特定間伐等の実施の促進に関する基本方針又は特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針（以下「基本方針」と総称する。）を定めようとする都道府県知事は、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化という法制定の意義、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針（令和3年農林水産省告示第508号。以下「基本指針」という。）において令和3年度から令和12年度までの10年間に全国で年平均45万ヘクタールの間伐を実施すること、増殖した特定母樹（以下「増殖特定母樹」という。）による種穂の採取源を全国的に整備することが目標として定められたこと、都道府県知事が基本方針を定めなければ管内の市町村が特定間伐等の実施の促進に関する計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）を作成できず、また、管内の民間事業者が特定増殖事業に関する計画（以下「特定増殖事業計画」という。）及び特定植栽事業に関する計画（以下「特定植栽事業計画」という。）を作成できないこと等に鑑み、可能な限り早期に策定することが望ましい。

2 基本方針の公表

法第4条第5項の規定に基づく基本方針の公表は、当該都道府県の事務所において縦覧に供すること、ホームページへの掲載、広報への掲載等により、可能な限り幅広い公衆の縦覧に供されるよう努めることが望ましい。

3 関係市町村長への通知等

法第4条第5項の規定に基づく基本方針の関係市町村長への通知及び農林水産大臣への報告は、関係行政機関等の円滑な協力・連携を図る観点から行うものであることから、基本方針の公表後可及的速やかに行うことが望ましい。

4 基本方針の変更

基本方針を定めた都道府県知事は、森林の現況、経済的・社会的条件の変動等に伴い、その内容を変更する必要があると認められるときは、法第4条第7項の規定により準用される同条第5項及び第6項の規定により当該基本方針を

変更する必要がある。

また、特定植栽促進区域については、特定苗木の供給状況、林道等の整備状況等を踏まえ、適時に見直しを行うこととし、特定植栽促進区域の指定又は変更を行う場合には、基本方針を変更する必要がある。

第2 特定間伐等の実施の促進

1 特定間伐等促進計画の作成

市町村は、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化という法制定の意義、基本指針において令和3年度から令和12年度までの10年間に全国で年平均45万ヘクタールの間伐を実施することが目標として定められたこと等を踏まえ、都道府県知事による基本方針の策定後、可能な限り早期に特定間伐等促進計画を作成することが望ましい。

2 特定間伐等促進計画に定める事項

(1) 特定間伐等促進計画の区域

市町村は、特定間伐等促進計画の区域（以下「特定間伐等促進区域」という。）の設定に当たっては、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定し、地形図等を用いて当該区域の概略を示すことが望ましい。

また、市町村は、都道府県の基本方針において特定植栽促進区域が設定された場合には、特定間伐等促進区域に特定植栽促進区域を含める必要がある。

(2) 特定間伐等促進計画の目標

市町村は、特定間伐等促進計画の目標の設定に当たっては、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化という法制定の意義、基本指針において、令和3年度から令和12年度までの10年間に全国で年平均45万ヘクタールの間伐を実施することが目標として定められたこと等を十分に踏まえ、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等の林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、意欲的な数値目標を設定することが望ましい。

(3) 特定間伐等の実施に係る事項

市町村は、特定間伐等促進区域において実施する特定間伐等に係る事項の設定に当たっては、以下に留意することが望ましい。

① 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐主体、間伐時期、間伐面積、間伐立木材積、間伐方法及び林齢その他間伐に関する事項

イ 間伐を実施する森林の所在場所

間伐を実施する森林の所在場所は、森林所有者等の意向等を踏まえつつ、令和3年度から令和12年度までの間において適切に間伐を実施する

ことが予定されている場所とし、字及び地番並びに林班及び小班等により具体的に特定するとともに、図面において当該区域を具体的に明らかにすることが望ましい。

なお、森林法（昭和26年法律第249号）第25条の規定により指定された保安林及び同法第29条の規定により指定された保安林予定森林並びに同法第41条の規定により指定される保安施設地区の予定区域において行う間伐を特定間伐等促進計画に位置付けようとする場合には、当該間伐の実施に当たって、同法に基づく当該予定区域における制限に係る手続が必要であることに鑑み、あらかじめ都道府県の保安林担当部局と十分な調整を図ることが望ましい。また、森林法第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林及び森林経営管理法（平成30年法律第35号）第42条第1項に規定する災害等防止措置を講ずべきことを命ぜられた森林のうち間伐を必要とするものについては、積極的に特定間伐等促進計画に位置付けることとし、法に基づく措置を活用してそれらの解消に努めることが望ましい。

ロ 間伐の実施方法

市町村森林整備計画に定められている間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐の標準的な方法等の間伐の基準に沿って、適切な実施方法を設定することが望ましい。

ハ スギ花粉発生抑制への配慮

特定間伐等の実施に当たっては、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）を踏まえ、都市周辺等のスギ林の分布状況に応じて、雄花の多いスギ林分の間伐等の推進に努めること。

② 造林する森林についての所在場所別の造林主体、造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法その他造林に関する事項

イ 造林を実施する森林の所在場所等

造林を実施する森林の所在場所は、①のイに準じて適切に設定することが望ましい。

市町村森林整備計画において「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林等については、市町村森林整備計画制度等の運用について（平成3年7月25日付け3林野計第305号林野庁長官通知。以下「市町村森林整備計画制度等の運用通知」という。）により、当該森林の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年（択伐による伐採跡地については5年）以内に人工造林を実施することとされていることから、この期間内に人工造林が実施されていない伐

採跡地については、積極的に特定間伐等促進区域に含めることが望ましい。また、伐採跡地への天然更新については、市町村森林整備計画制度等の運用通知により、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に完了することとされており、天然更新が完了しておらず、人工造林が必要な伐採跡地についても、積極的に特定間伐等促進区域に含めることとし、本法に基づく措置を活用して、適切に造林を実施し、その解消に努めることが望ましい。

なお、植栽前の地ごしらえ、植栽後の下刈り等を実施する場合は、その実施主体、実施時期、実施方法についても併せて記載することが望ましい。

また、保安林内で造林を行おうとする場合においては、①のイと同様、都道府県の保安林担当部局と十分な調整を行うことが望ましい。

ロ 農地への造林

造林を行おうとする土地が、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にあるときは、当該土地について、農業振興整備計画の変更の手続を経る必要があり、また、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地に該当するときは、当該土地について、農地転用許可を得る必要があることに鑑み、あらかじめ、当該許可権者等の担当部局との調整を図っておくことが適当である。

ハ 特定植栽事業計画との関係

法第14条第6項の規定により、特定間伐等促進計画を作成した市町村が、同条第5項の規定に基づき、当該市町村の区域内で特定植栽事業計画が認定された旨の通知を受けたときは、当該認定を受けた特定植栽事業計画に記載された植栽等が当該市町村の作成した特定間伐等促進計画の造林の計画に位置付けられたものとみなすこととしている。

具体的には、既存の特定間伐等促進計画の別紙として、当該認定を受けた特定植栽事業計画のうち、特定植栽に関する部分を追加することとし（別記様式1-2参照）、法第14条第7項の規定に基づく公表の際には、公表済みの特定間伐等促進計画の別紙として、当該特定植栽に関する部分を追補することとして差し支えないものとする。

③ 間伐又は造林を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置に関する事項

特定間伐等の実施に必要な施設として、作業路網のほか、土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置についても記載することが望ましい。

(4) 特定植栽事業に関する事項

① 特定植栽事業の実施方法

特定植栽促進区域における特定植栽事業の実施方法については、当該地域において植栽すべき特定苗木の種類、伐採と造林の一貫作業の実施、植栽時のシカ柵設置等の当該市町村において特に実施すべき造林の方法等について具体的に記載することが望ましい。

② 特定植栽事業の促進方策

特定植栽事業の実施の促進のための方策に関する事項については、集落説明会、都道府県等と連携した現地検討会の開催等の技術普及、情報提供等の実施方法を具体的に記載することが望ましい。

(5) その他特定間伐等の実施の促進に関する事項

特定間伐等促進計画の作成及び実施に当たっては、森林組合等の地域の関係者との連携を密にしつつ、十分な調整を行うとともに、森林総合監理士（フォレストラー）や地域林政アドバイザーの助言等を活用しながら行うことが望ましい。

また、特定間伐等の実施の促進のため、実施主体に対する相談・援助窓口の設置、集落座談会・講習会の開催、森林の境界確定のための作業、不在村森林所有者への働きかけ等の取組を行う場合は、特定間伐等の実施の促進に関する事項として、具体的に記載することが望ましい。

(6) 都道府県知事への協議

法第5条第6項の規定に基づく協議の際に、都道府県知事は、特定間伐等促進計画が基本方針に照らして適当でないと認めるときは、市町村に対し内容の改善について助言することが望ましい。

(7) 特定間伐等促進計画の公表

法第5条第7項の規定に基づく特定間伐等促進計画の公表は、市町村の広報への掲載、市町村の事務所において縦覧に供すること、ホームページへの掲載等により、可能な限り幅広く公衆の縦覧に供されるよう努めることが望ましい。

3 地方債の特例

法第7条第1項の地方債の特例は、特定間伐等促進計画に基づき実施される特定間伐等について、その森林の有する資本的価値等に注目しつつ、集中的な間伐等に伴う地方公共団体の財源の確保、財政負担の平準化等を図る観点から、当該特定間伐等の実施又は助成に要する経費を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第5号に規定する経費（公共施設又は公用施設の建設事業費）とみなすものであり、同特例の対象は、特定間伐等促進区域において実施する特定間伐等に係る美しい森林づくり基盤整備交付金事業並びに森林環境保全整

備事業及び農山漁村地域整備交付金事業のうち造林関係事業における都道府県又は市町村の負担分である。

同特例措置を活用した地方債の発行については、法第7条第1項に規定する総務省令及びこれに関連して総務省から発出される通知に従って、円滑かつ適切に実施する必要がある。

4 伐採の届出

特定間伐等の実施主体として特定間伐等促進計画に定められた者が当該特定間伐等促進計画に従って行う立木の伐採については、森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出（以下「伐造届」という。）の規定は適用しないものとされている。一方、特定間伐等促進計画に従って、森林経営計画等（森林経営計画及び平成24年4月1日以降に効力のある森林施業計画をいう。以下同じ。）の対象となっている森林の伐採を行う場合には、森林法第15条の規定により、伐採後の届出を行うことが必要である。

第3 特定植栽の実施の促進

1 特定植栽促進区域の指定

(1) 特定植栽促進区域の基準

都道府県知事は、特定植栽促進区域の設定に当たっては、自然的条件（林地生産力、傾斜等）、社会的条件（林道等からの距離、集落からの距離等）、特定苗木の供給目標等を勘案するものとする。

具体的には、全国森林計画（平成30年10月16日閣議決定）における木材等生産機能の維持増進を図る森林であって、将来にわたり育成単層林として維持する森林のうち、特定苗木の生育に特に適し、特に効率的な森林施業が可能な一体的な森林の区域を対象として設定するものとする。

これらの条件を考慮する際には、森林簿及び森林計画図のほか、森林生態系多様性基礎調査、航空レーザ測量データ等の既往の調査結果等を活用することが望ましい。また、自然的条件が良好であって林道が未整備の森林についても、今後林道を先行的に整備した上で、特定植栽促進区域に指定することも可能である。

(2) 特定植栽促進区域の指定・公表

都道府県知事は、特定植栽促進区域を指定又は変更する場合は、法第4条第5項又は第7項の規定に基づき、関係市町村長の意見を聴くこととされているので留意されたい。

また、特定植栽促進区域の指定・公表に当たっては、当該区域が伐採を促進するためのものではないことを明らかにするとともに、地形・地質等からみて、山腹崩壊や地すべり等の災害が発生するおそれのある森林を対象とし

ないよう、山地災害危険地区の指定状況、既往の治山事業施行地、航空レーザ測量等により特定された危険箇所等を十分考慮するものとする。

2 特定植栽事業計画の記載事項

法第14条第1項の規定に基づき、特定植栽事業計画の認定を受けようとする者は、当該特定植栽事業計画を作成するに当たっては、以下に留意すること。

(1) 特定植栽事業の目標

特定植栽事業の目標の設定に当たっては、計画期間に植栽する予定の特定苗木の植栽面積及び植栽本数について具体的に記載すること。

特定植栽事業計画の実施期間は、特定植栽事業を通じて、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図るという法の趣旨に照らし、一定期間以上であることが望ましいことから、おおむね5か年とすること。

(2) 植栽する特定苗木の種類及びその調達

植栽する特定苗木の種類及び調達に関する事項の記載に当たっては、特定苗木の調達先、調達本数等を記載することとし、協定の締結など具体的な特定苗木の調達体制を明らかにすることが望ましい。

(3) 特定苗木を植栽する土地の所在地等

① 土地の利用の現況

特定苗木を植栽する土地の利用の現況の記載に当たっては、再造林、伐採跡地への造林等の別が分かるよう記載するものとする。

なお、具体的な植栽箇所が決まっていないものがある場合は、計画作成時点で把握しているものについてのみ植栽箇所を記載し、それ以外については、市町村や林班程度の把握できている情報のみ記載することも差し支えないものとする。ただし、この場合には、具体的な植栽箇所が明らかになった時点で特定植栽事業計画を変更する必要がある。

② 植栽時期等

伐造届の特例が措置されていることに鑑み、植栽時期については、植栽を開始する年月日から、植栽を終了する年月日までを明らかにするものとする。

また、苗木の種類に記載に当たっては、樹種及び特定苗木の種類を明らかにするとともに、コンテナ苗・裸苗の別についても記載することが望ましい。

さらに、植栽本数の記載に当たっては、植栽する特定苗木の特性を勘案し、低密度植栽とすることが望ましい。

なお、特定植栽事業計画の対象森林に局所的に尾根部のような特定苗木の植栽に適さない箇所が含まれる場合、当初計画していた数量の特定苗木が調達できなかった場合等のやむを得ない事由があるときは、特定

苗木以外の苗木を植栽することも差し支えないこととする。

③ 保育等に関する事項

法第14条第2項第3号のその他農林水産省令で定める事項として、植栽後の下刈り等の保育に関する事項のほか、必要に応じて獣害対策等について具体的に記載するものとする。

(4) 地域森林計画対象森林内において特定植栽のための伐採を行う場合の森林の所在場所等

法第14条第2項第4号の規定に基づき、地域森林計画対象森林における特定植栽のための伐採について記載する場合は、伐採箇所を具体的に記載するなど、伐造届に必要な事項を記載するものとする。

なお、具体的な伐採箇所が決まっていないものがある場合は、計画作成時点で把握しているもののみ伐採箇所を記載し、それ以外については、市町村や林班等の計画作成時点で把握できている情報のみ記載することも差し支えないものとする。ただし、この場合には、具体的な伐採箇所が明らかになった時点で特定植栽事業計画を変更する、又は伐造届を提出する必要がある。

(5) 特定植栽事業の実施期間

特定植栽事業の実施期間の記載に当たっては、事業を開始する年月日から事業を終了する年月日までを明らかにすることが望ましい。

(6) 特定植栽事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

特定植栽事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法の記載に当たっては、必要となる機械等の種類ごとに資金調達先別の金額を明らかにするものとする。

3 特定植栽事業計画の作成に当たっての助言等

都道府県知事は、特定植栽事業計画を作成しようとする者に対し、必要な助言等を行うことが望ましい。

4 特定植栽事業計画の認定基準

都道府県知事は、特定植栽事業計画の認定又は変更認定を行おうとするときは、以下の事項について確認するものとする。

なお、これらの事項の確認に当たっては、必要に応じて申請者に対してヒアリング等を行うことが望ましい。

(1) 基本方針との適合

特定苗木の植栽面積の目標、特定植栽事業の場所や方法が基本方針に照らして適切なものであること。

(2) 特定植栽事業の実施の確実性

特定苗木の調達体制、植栽する苗木の種類や量、植栽後の保育等の計画が、

特定植栽事業を確実に実施するために適切なものであること。

また、植栽の時期や伐採方法等、基本方針に定めのない事項については、市町村森林整備計画と整合が図られたものであること。

(3) 技術的能力等

資金計画のほか、これまでの造林事業の実績や苗木生産業者との契約状況等からみて、今後の事業実行の確実性があること。

5 特定植栽事業計画の認定等

都道府県知事は、特定植栽事業計画を認定する際には、法第14条第4項の規定に基づき、特定苗木を植栽する土地の所在する市町村長の意見を聴くこととされているので留意されたい。

6 特定植栽事業計画の通知

都道府県知事が特定植栽事業計画の認定をした場合には、法第14条第5項の規定に基づき、意見を聴いた市町村長に、特定植栽事業計画の認定をした旨を通知することとされているので留意されたい。

7 伐造届の特例

法第14条第1項の認定を受けた者（以下「認定特定植栽事業者」という。）が当該認定に係る特定植栽事業計画（以下「認定特定植栽事業計画」という。）に従って行う立木の伐採については、伐造届の規定は適用しないものとされている。

一方で、当該伐採及び伐採後の植栽については、法第17条第2項の規定に基づき、伐採後の植栽の終わった日から30日以内に伐採及び伐採後の植栽に係る森林の状況報告（別記様式10参照）が必要であるとともに、同条第3項の規定に基づき、認定特定植栽事業計画に基づく伐採及び植栽の遵守命令の対象となる。なお、これらは、森林法第10条の8第2項及び第10条の9第3項と同趣旨であることに留意されたい。

8 認定特定植栽事業者に対する指導等

(1) 報告徴収

都道府県知事は、法第19条の規定に基づき、定期的に事業の実施について報告を徴収するとともに、必要があると認める場合には随時報告を求め、適宜、助言及び指導を行い、認定特定植栽事業計画の円滑な遂行に努めることが望ましい。

(2) 特定植栽事業計画の変更指示

法第15条第3項の規定に基づき、都道府県知事が認定特定植栽事業計画の変更の指示を行う場合は、当該指示の理由を付すとともに、変更後の認定特定植栽事業計画の内容が適切なものとなるよう助言及び指導を行うことが望ましい。

(3) 認定特定植栽事業者に対する指導及び認定の取消し

① 市町村による指導

認定特定植栽事業計画に基づく伐採及び植栽については、市町村長が、法第17条第2項の規定に基づく伐採及び植栽の報告を受け、認定特定植栽事業計画に従った伐採及び植栽が行われていないと認める場合には、同条第3項の規定に基づく伐採及び植栽の遵守命令等を行うものとする。

② 都道府県による指導

特定苗木の調達方法や苗木の種類等、①以外の事項については、認定特定植栽事業計画に従った事業を実施していないと認める場合には、都道府県知事が、認定特定植栽事業者へ指導を行うものとする。

③ 認定の取消し

都道府県知事は、①による命令を受けたにもかかわらずそれに従わない場合や、②の指導を行ったにもかかわらず是正がされない場合等、認定特定植栽事業計画の適切な実行が見込まれない場合には、認定の取消しを行うものとする。

第4 特定母樹の増殖の実施の促進

1 増殖する特定母樹の情報の提供

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針を定めた都道府県知事（以下「特定都道府県知事」という。）は、管内の民間事業者が特定増殖事業を円滑にできるよう、農林水産大臣が指定する特定母樹の中から地域に適したものを選択し、農林水産大臣が指定する特定母樹の指定番号、成長に係る特性等の当該特定母樹に係る情報をホームページへの掲載等により、速やかに提供することが望ましい。また、当該情報提供を行う際は、特定都道府県知事は、国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）等の特定母樹を所有する者と調整の上、当該特定母樹の種穂等の提供が可能な時期、価格、特定母樹の種穂等の提供に当たっての留意事項等の情報についても併せて提供することが望ましい。

2 特定増殖事業計画の記載事項

法第9条第1項の規定に基づき、特定増殖事業計画の認定を受けようとする者は、当該特定増殖事業計画を作成するに当たっては、以下に留意することが望ましい。

(1) 特定増殖事業の目標

特定増殖事業の目標の設定に当たっては、令和12年度までに整備する予定の採種園又は採穂園毎の母樹の植栽本数及び目標とする種穂の生産量について定量的指標を用いて具体的に記述することが望ましい。

(2) 特定母樹の種類、特定母樹を繁殖する方法、母樹を植栽する土地の所在地及び面積並びに植栽する母樹の本数、配置及び管理に関する事項

① 特定母樹の種類

特定母樹の種類の記事に当たっては、農林水産大臣が指定する特定母樹の指定番号を樹種ごとに記載することが望ましい。

② 特定母樹を繁殖する方法

特定母樹を繁殖する方法の記事に当たっては、繁殖に使用する特定母樹の穂木又は苗木別の数量及び当該特定母樹の入手先となる当該特定母樹を所有する機構等の者の名称、接ぎ木、挿し木その他具体的な繁殖の方法別の繁殖予定数量、繁殖するための施設等を明らかにすることが望ましい。

③ 母樹を植栽する土地の所在地

母樹を植栽する土地の所在地は、以下の事項に留意して選定することが望ましい。

イ 日当たりの良い場所を選定することにより、良質な種穂が生産しやすくなること。

ロ 林道等から近い場所を選定することにより、管理の効率性の向上を図ることができること。

④ 植栽する母樹の配置

特定母樹の配置に関する事項の記事に当たっては、整備を行う採種園又は採穂園の設計図を添付することが望ましい。また、増殖特定母樹により構成される採穂園の整備を行う場合は、増殖特定母樹の種類ごとに集植する等、管理が容易な配置とすることが望ましい。

⑤ 植栽する母樹の管理

植栽する母樹の管理に関する事項の記事に当たっては、母樹の植栽、育成、樹形誘導、着花促進、種子採取、整枝剪定等の作業種等について具体的な方法を明らかにすることが望ましい。

(3) 地域森林計画対象森林内における母樹の植栽に伴う立木の伐採を行う場合の伐採する森林の所在場所

法第9条第2項第3号に規定する場合にあつては、伐採する森林の所在場所の記事に当たっては、字及び地番並びに林班及び小班等により具体的に特定するとともに、図面において当該区域を具体的に明らかにすることが望ましい。

(4) 増殖特定母樹から採取する種穂の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）

増殖特定母樹から採取する種穂の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）に関する事項の記事に当たっては、種子、穂木又は苗木の種別ごとに

配布の予定時期、配布の予定先及び予定数量を明らかにすることが望ましい。

また、増殖特定母樹から採取する種穂を用いて、自ら苗木を育成し、配布する場合にあっては、苗木の育成の場所及び苗畑等の面積を明らかにすることが望ましい。

(5) 特定増殖事業の実施時期

特定増殖事業の実施時期の記載に当たっては、事業を開始する年月日から、事業を終了する年月日までを明らかにするとともに、特定母樹の繁殖、植栽、育成、種穂の採取、種穂又は苗木の配布等の作業工程ごとの予定実施時期を明らかにすることが望ましい。

(6) 特定増殖事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

特定増殖事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法の記載に当たっては、必要となる施設・作業等の種類ごとに資金調達先別の金額を明らかにすることが望ましい。

3 特定増殖事業計画の認定等

特定都道府県知事は、特定増殖事業計画を作成しようとする者に対し、必要な助言等を行うことが望ましい。

4 特定増殖事業の実施

(1) 特定母樹を所有する者への確認等

特定都道府県知事は、法第9条第1項又は法第10条第1項の認定を行おうとするときは、法第9条第2項第2号から第6号までに掲げる事項が特定増殖事業計画に係る特定増殖事業を確実に実施するために適切なものであるか否かを確認するに当たり、増殖が予定されている特定母樹を所有する機構等の者に対し、種穂等の提供の可否の確認等を行うことが望ましい。

(2) 技術的能力その他の能力の確認

特定都道府県知事は、特定増殖事業計画の認定を受けようとする者が、当該特定増殖事業計画に従って特定増殖事業を適確に遂行するに足りる技術的能力その他の能力を有しているか否かを確認するに当たり、必要に応じてヒアリング等を行うことが望ましい。

(3) 特定母樹の種類 of 厳格な管理

法第9条第1項の認定を受けた者（以下「認定特定増殖事業者」という。）は、特定増殖事業の実施に当たって、特定母樹の種類が特定できるよう、種類の表示等の厳格な管理を行うことが望ましい。

(4) 生産事業者表示票の表示義務等の遵守

認定特定増殖事業者が、当該認定に係る特定増殖事業計画（以下「認定特定増殖事業計画」という。）に従い、植栽した増殖特定母樹から採取した種穂又は当該種穂を用いて育成した苗木を配布する際には、林業種苗法（昭和

45年法律第89号)第18条第1項の規定に基づき、生産事業者表示票を添付する必要があるが、当該表示票においては、林業種苗法施行規則(昭和45年農林省令第40号)第21条第7号の規定に基づき、増殖した特定母樹から採取された種穂等であるかどうかの別についても記載することが望ましい。

また、種穂又は苗木を配布する際には、林業種苗法第24条第2項の規定に基づき、種苗の配布区域の制限を遵守する必要がある。

(5) 育種母樹及び育種母樹林の指定

特定都道府県知事は、認定特定増殖事業計画に従い、認定特定増殖事業者が植栽した増殖特定母樹について、林業種苗法第3条第1項の規定に基づき、育種母樹林又は育種母樹として指定することが望ましい。

この場合において、特定都道府県知事は、指定した育種母樹林又は育種母樹ごとに、当該育種母樹林又は育種母樹が増殖特定母樹により構成されたものであることが分かるような名称の設定を行うことが望ましい。

(6) 機構等の支援

特定都道府県知事は、法第18条第3項の支援が円滑に行われるよう、特定増殖事業計画を認定又は変更の認定をした際は、特定母樹を所有する機構等の者に対し、当該認定又は変更の認定を行った旨、特定母樹を増殖するために必要な種穂の数量等の情報を提供することが望ましい。

また、機構、都道府県の林業試験研究機関等は、認定特定増殖事業者に対し、特定母樹の繁殖、採種園及び採穂園の造成、種子の貯蔵等に関する技術の提供等の必要な支援を行うよう努めなければならない。

5 特定増殖事業計画の変更等

法第10条第3項の規定に基づき、特定都道府県知事が、認定特定増殖事業計画の変更の指示を行う場合は、当該指示の理由を付すとともに、変更後の認定特定増殖事業計画の内容が適切なものとなるよう助言、指導等を行うことが望ましい。

6 生産事業者の登録等の特例

(1) 認定特定増殖事業者の登録簿への記録

法第12条第1項の規定により林業種苗法第10条第1項の規定による登録を受けたものとみなされる場合に、登録証(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則(平成20年農林水産省令第37号)第7条の登録証をいう。以下同じ。)の交付等にあたり必要となる事項(林業種苗法第10条第2項第1号から第5号までに掲げる事項並びに登録番号及び登録年月日をいう。)の記録については、管理の効率、閲覧者の便益等の観点から、特定都道府県知事は、林業種苗法施行令(昭和45年政令第194号)第2条の生産事業者登録簿(以下「生産事業者登録簿」という。)に登載して行うことが望

ましい。

(2) 登録証の交付及び備付け等

① 登録証の備付け

登録証の交付を受けた認定特定増殖事業者は、当該登録証等を備え付けなければならない。

② 登録証の書替交付

特定増殖事業を実施しようとする者が法第9条第1項の認定を受けたこと、又は認定特定増殖事業者が法第10条第1項の認定特定増殖事業計画の変更の認定を受けたことに伴い、登録証の記載事項に変更を生じたときは、特定都道府県知事は、その書替交付を行う必要がある。

③ 認定特定増殖事業計画の変更の認定又は取消しに伴う登録簿の訂正又は抹消

特定都道府県知事は、法第10条第1項の規定により認定特定増殖事業計画の変更の認定を行うときは、(1)に掲げる事項を生産事業者登録簿（以下「生産事業者登録簿」という。）に登載した場合において、生産事業者登録簿等の(1)の記録の訂正を行い、同条第2項又は第3項の規定により認定の取消しを行うときは、生産事業者登録簿等の(1)の記録の当該認定増殖事業者に係る記載事項を抹消するよう留意することが適当である。

(3) 生産事業者表示票の表示義務等

特定増殖事業を行う者は、林業種苗法第18条の規定に基づき、生産事業者表示票の表示義務等を負い、同法第26条の規定に基づき、帳簿の備付け義務を負う。

7 認定特定増殖事業者に対する報告徴収

都道府県知事は、法第19条の規定に基づき、定期的に事業の実施について報告を徴収するとともに、必要があると認める場合には随時報告を求め、適宜、指導及び助言を行い、認定特定増殖事業計画の円滑な遂行に努めることが望ましい。

8 その他の留意事項

認定特定増殖事業計画に従って配布された種穂若しくは当該種穂により育成された苗木の配布を受けた林業種苗法第2条第2項に規定する生産事業者（特定増殖事業を実施する者以外の者を含む。）が、当該種穂若しくは苗木を用いて育成した苗木の配布を行う際、又は同項に規定する配布事業者が、当該種穂若しくは苗木の配布を行う際には、同法第18条第1項又は第2項の規定に基づく生産事業者表示又は配布事業者表示票において、林業種苗法施行規則第21条第7号の規定に基づき、増殖した特定母樹から採取された種穂等であるかどうかの別についても記載することが望ましい。

第5 様式例

参考として、市町村が作成する特定間伐等促進計画、特定増殖事業を実施しようとする者が作成する特定増殖事業計画、特定植栽事業を実施しようとする者が作成する特定植栽事業計画及びそれらの認定申請書等について、別記様式1から10までのとおり様式例を示す。

附則 改正後のこの通知は、施行の日から効力を有する。

(別記様式1)

特定間伐等促進計画

〇〇県 〇〇市
〇年〇月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、〇〇〇〇ha（年平均〇〇〇ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で〇〇〇〇ha（年平均〇〇〇ha）の間伐を行うことを、本〇〇市特定間伐等促進計画の目標とする。また、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1) 国土地理院1/25000地勢図相当又は1/5000森林基本図の図面に図示する。

注2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲について面的に区域を設定する。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する 森林の現況					間伐の 内容			対図 番号 又は 林小 班名	交付 金希 望	備 考
		都 道 府 県	市 町 村 (郡)	字 (大 字) 又 は 林 班	地 番 又 は 林 小 班	面 積	樹 種 又 は 林 相	林 齢	立 木 材 積	適 用	間 伐 の 方 法	間 伐 立 木 材 積	間 伐 率 (材 積 率)			

- ※ 枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)～(6)も同じ。
- ※ 間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

(2) 造林

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				造林面積	造林の内容						対図番号又は林小班名	交付金希望	備考	
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班		うち人工造林				うち天然更新					
							植栽面積	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	天然更新面積	天然更新時期				天然更新樹種

※ 人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。

※ 天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。

※ 造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容(植栽時期を除く。)及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実施主体	事業実施年度	所在場所		内 容	交付金希望	備 考
		都道府県	市町村(郡)			

※ 普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載。

(4) 作業路網

事業実施主体	事業実施年度	路網起点				路網終点				路線名	路網整備の内容				対 図 番 号 又 は 林 小 班 名	交 付 金 希 望	備 考
		都 道 府 県	市 町 村	字 (大字) 又 は 林 班	地 番 又 は 小 班	都 道 府 県	市 町 村	字 (大字) 又 は 林 班	地 番 又 は 小 班		開 設 延 長	幅 員					

(5) その他施設

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				施設名	数量	対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班					

※ 土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(6) 事業実施箇所

(国土地理院 1 / 25000 地勢図相当の図面又は 1 / 5000 森林基本図に図示)

- ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示
- ・ 対図番号又は林小班名を表示

- 4 特定植栽促進区域
都道府県の基本方針に定められた特定植栽促進区域のうち、本市における特定植栽促進区域の範囲は別図のとおりとする。
注) 2の図面に併せて図示すること。
- 5 特定植栽事業の実施方法
 - (1) 植栽すべき特定苗木の種類

 - (2) 特に実施すべき造林の方法等の特定植栽事業の実施方法に関すること。
- 6 特定植栽事業の実施の促進のための方策
 - (1) 現地検討会の開催等による特定植栽事業に関する技術の普及に関すること。

 - (2) 集落説明会の開催等の特定植栽事業の情報提供に関すること。
- 7 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進
 - (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

 - (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。
- 8 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進
 - (1) 路網の整備の推進に関すること。

 - (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

 - (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

9 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関する事。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関する事。

10 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関する事。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関する事。

(別記様式 1 - 2) 造林に関する計画のうち特定植栽に関するもの

事業実施主体	事業実施年度	森林の所在場所				森林所有者	森林の現況	植栽の内容				保育等の内容		対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班			植栽面積(ha)	植栽期間	苗木の種類	植栽本数(本/ha)	実施時期	実施方法			

(別記様式2)

特定増殖事業計画

氏名 (法人にあつては名称)
 及び代表者の氏名
 ○年 ○月 ○日

1 特定増殖事業の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた本県の基本方針においては、増殖した特定母樹（以下「増殖特定母樹」という。）の採取源の整備を行うことが目標に掲げられており、県下の増殖特定母樹により構成された採種園及び採穂園における整備の規模は、スギ採種園を構成する特定母樹の本数○○本、スギ採穂園を構成する特定母樹の本数○○本となっている。

このため、本特定増殖事業において、特定母樹合計○○本のスギ採種園及び特定母樹合計○○本のスギ採穂園の整備を行うことを目標とする。

2 特定増殖事業の実施計画

(1) 増殖する特定母樹の種類、特定母樹を繁殖する方法	樹種	○ ○ (例：スギ)								
	種類数	○ 種類 (例：9種類)								
	種類名	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号
繁殖に使用する種穂又は苗木別の本数	穂木					○○本	○○本	○○本	○○本	○○本
	苗木	○○本	○○本	○○本	○○本					
入手先		○○ (例：(研究) 森林総合研究所林木育種センター)								
繁殖の方法別の繁殖予定数量	挿し木	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本
	接ぎ木	○○本	○○本							
	その他(組織培養等)							(例：組織培養) ○○本	(例：組織培養) ○○本	
繁殖するための施設等	挿し木	○○ (例：温室)	○○ (例：露地)	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○
	接ぎ木	○○ (例：苗畑)	○○ (例：苗畑)	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○

	その他（組織培養等）							培養室（組織培養）	培養室（組織培養）	
(2) 母樹を植栽する土地の所在地	採種園	〇〇市町村（郡） 〇〇字（大字） 〇〇地番								
	採穂園	〇〇市町村（郡） 〇〇字（大字） 〇〇地番								
(3) 母樹を植栽する土地の面積	採種園	ha								
	採穂園	ha								
	合計	ha								
(4) 植栽する母樹の本数	採種園	本								
	採穂園	本								
	合計	本								

※ 特定母樹の樹種ごとに作成する。

(1)については、増殖する特定母樹の種類ごとに、特定母樹を繁殖する方法を記載する。

(2)については、母樹を鉢等で管理する場合は、管理する所在地を記載する。

(5) 植栽する母樹の配置に関する計画

※ 採種園又は採穂園の別、植栽間隔、植栽本数、面積等の具体的内容を記載するとともに、設計図を添付する。

【スギミニチュア採種園】（記載例）

- ・ 9種類の母樹の単木混交配置によるスギミニチュア採種園を造成。
- ・ 母樹の植栽間隔は、1.2mとし、1ブロック当たり72本の3ブロックを順次造成。
- ・ 母樹の植栽本数計 216本（72本×3ブロック）
- ・ 面積計 388.8m²
- ・ 母樹の配置は、下記設計図のとおり。

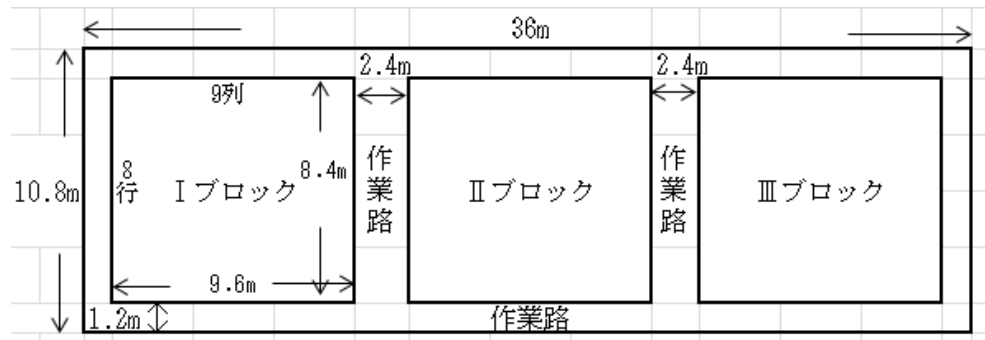
○ 1ブロック当たりで植栽する母樹

母樹の名称	配置図番号	植栽本数
特定〇〇〇号	①	7
特定〇〇〇号	②	7
特定〇〇〇号	③	7
特定〇〇〇号	④	8
特定〇〇〇号	⑤	8
特定〇〇〇号	⑥	8
特定〇〇〇号	⑦	9
特定〇〇〇号	⑧	9
特定〇〇〇号	⑨	9

○ ブロックの配置図

	1列	2列	3列	4列	5列	6列	7列	8列	9列
1行	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	④	⑤	⑥
2行	⑦	⑧	⑨	①	②	③	⑦	⑧	⑨
3行	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③
4行	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	④	⑤	⑥
5行	⑦	⑧	⑨	①	②	③	⑦	⑧	⑨
6行	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③
7行	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	④	⑤	⑥
8行	⑦	⑧	⑨	①	②	③	⑦	⑧	⑨

○ スギミニチュア採種園全体の設計図



【スギミニチュア採種園】（記載例（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合））

- ・ 2種類の母樹の単木混交配置によるスギミニチュア採種園を造成。
- ・ 母樹の植栽間隔は、1.2mとし、1ブロック当たり49本の3ブロックを順次造成。
- ・ 母樹の植栽本数計 147本（49×3ブロック）
- ・ 面積計 276.48m²
- ・ 母樹の配置は、下記設計図のとおり。

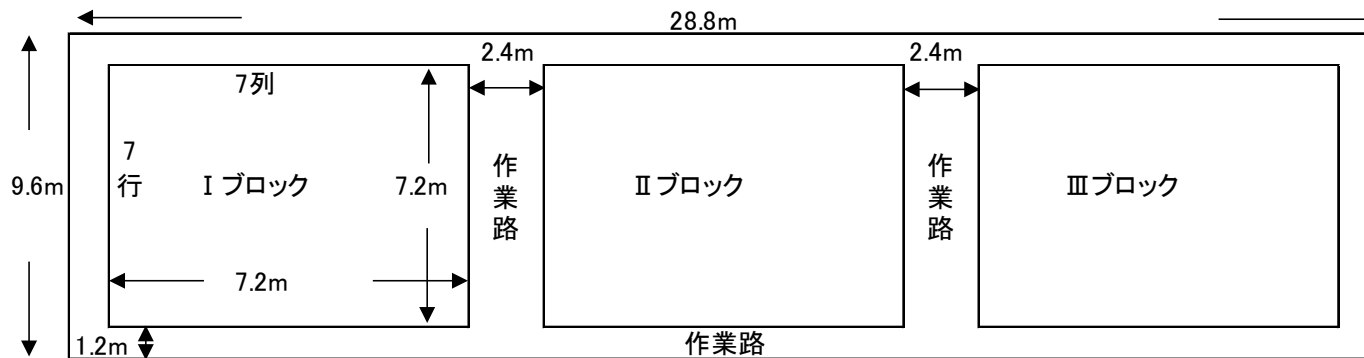
○ 1ブロック当たりで植栽する母樹

母樹の名称	配置図番号	植栽本数
特定〇〇〇号	①	25
特定〇〇〇号	②	24

○ ブロックの配置図

	1列	2列	3列	4列	5列	6列	7列
1行	①	②	①	②	①	②	①
2行	②	①	②	①	②	①	②
3行	①	②	①	②	①	②	①
4行	②	①	②	①	②	①	②
5行	①	②	①	②	①	②	①
6行	②	①	②	①	②	①	②
7行	①	②	①	②	①	②	①

○ スギミニチュア採種園全体の設計図



【スギ採穂園】（記載例）

- ・ 9種類の母樹によるスギ採穂園を造成。
- ・ 母樹1種類当たり、10本のクローンを列状に植栽。
- ・ 植栽間隔は、1.2mとし、計90本の母樹を植栽。
- ・ 面積計 158.4m²
- ・ 母樹の配置は、下記設計図のとおり。

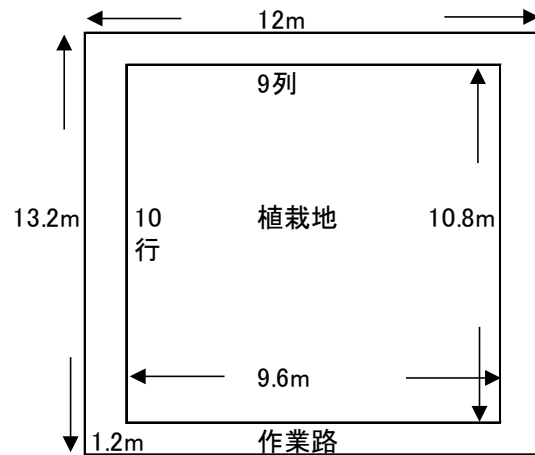
○ 植栽する母樹の種類、植栽本数

母樹の名称	配置図番号	植栽本数
特定〇〇〇号	①	10
特定〇〇〇号	②	10
特定〇〇〇号	③	10
特定〇〇〇号	④	10
特定〇〇〇号	⑤	10
特定〇〇〇号	⑥	10
特定〇〇〇号	⑦	10
特定〇〇〇号	⑧	10
特定〇〇〇号	⑨	10

○ 配置図

	1列	2列	3列	4列	5列	6列	7列	8列	9列
1行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
3行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
4行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
5行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
6行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
7行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
8行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
9行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
10行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

○ スギ採種園全体の設計図



(6) 植栽する母樹の管理に関する計画

※ 植栽する母樹の管理に関する具体的な内容を記載する。また、植栽からの年度ごとの予定を記載する。

(スギミニチュア採種園を造成する場合の記載例)

○ 管理の具体的な計画

① 植栽

- ・周囲 500m のスギが植栽されていない場所に、母樹を植栽することとする。更に、採種園の周囲を囲むように、ヒノキを植栽することとする。
- ・系統管理は、特定母樹の種類を記載したラベルを単木ごとに樹幹に付けることにより行う。

② 育成

- ・植栽後、適宜、施肥、病虫害防除等の薬剤散布を実施する。

③ 樹形誘導

- ・除草や整枝剪定等の管理、種子採取等の作業を考慮して、断幹高の目安を 100cm とし、立上りの枝を含めた採種時の樹高の目安を 120cm とする。

④ 着花促進

- ・着花促進処理として、ジベレリン溶液の散布を実施する。

⑤ 種子の採取

- ・種子の採取は、林業種苗法第 23 条の規定により指定された時期に種子が十分に硬熟した段階で実施する。なお、採種は種子が着果している枝を採取することとするが、この際、採種木への影響を極力少なくすることとし、枝の取過ぎに注意することとする。

⑥ 整枝剪定

・萌芽枝の発生を促進するよう、適期に整枝剪定を行うこととする。

⑦ 採種のサイクル

・採種は、ブロックごとに、3年に1度とする。

○ 植栽からの年度ごとの予定スケジュール

	年次	1	2	3	4	5	6	7
	年度							
Ⅰブロック	作業種	植栽	育成	着花促進	採種	剪定	着花促進	採種
	採種	-	-	-	1回目	-	-	2回目
Ⅱブロック	作業種	-	植栽	育成	着花促進	採種	剪定	着花促進
	採種	-	-	-	-	1回目	-	-
Ⅲブロック	作業種	-	-	植栽	育成	着花促進	採種	剪定
	採種	-	-	-	-	-	1回目	-

3 母樹を植栽する土地の状況（法第9条第2項第3号に規定する場合に記入）

※ 伐採する森林の所在場所は、林小班まで、伐採する森林ごとに記載する。

特定増殖事業者と森林所有者等が異なる場合は、当該森林の使用についての森林所有者の同意書等を添付するものとする。

伐採する森林の所在場所	〇〇市町村（郡） 〇〇字（大字） 〇〇地番 〇〇林班 〇〇小班
森林所有者等の氏名（法人にあつては名称及び代表者）・住所	
伐採面積	ha
伐採樹種	
伐採採齢	
伐採の期間	

4 増殖特定母樹から採取する種穂及び育成する特定苗木の配布の計画

配布する種苗の種類	配布予定時期	種子の精選の有無	配布予定先（事業者名）	配布予定数量
種子				
穂木		-		
苗木		-		

※ 配布予定先の事業者が未定の場合は、配布予定の都道府県名を記載する。

※ 特定苗木を配布する場合は以下も記載する。

苗木の育成の場所	〇〇市町村（郡） 〇〇字（大字） 〇〇地番
苗畑面積等	

5 特定増殖事業の実施時期

※ 特定増殖事業の全体の実施期間を記載する。

年 月 日～ 年 月 日

※ 特定増殖事業開始からの作業工程ごとの予定スケジュールを記載する。

（スギミニチュア採種園を造成する場合の記載例）

年次	1	2	3	4	5	6	7	8
年度								

特定母樹の繁殖		→					
植栽予定地の 森林の伐採		→	→	→			
母樹の植栽			→	→	→		
母樹の育成							→
種子の採取							→
種子の配布							→

6 特定増殖事業を実施するために必要な資金額及びその調達方法

※ 特定増殖事業で必要となる施設・作業種等の種類ごとに記載する。

施設・作業 種等の種類	予定 年度	資金調達先別金額（千円）				合計
		自己資金	林業・木材 産業改善資金	その他借入金	その他 (補助金等)	

(別記様式3)

特定植栽事業計画

氏名〔法人にあつては名称〕
及び代表者の氏名〕
○年○月○日

1 特定植栽事業の目標

2 特定植栽事業の内容及び実施期間

(1) 特定苗木の種類及び調達に関する事項

(2) 特定植栽事業の実施計画

① 特定苗木を植栽する森林の所在場所別の植栽等の実施計画

事業実施主体	事業実施年度	森林の所在場所				森林所有者	森林の現況	植栽の内容				保育等の内容		備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班			植栽面積(ha)	植栽時期	苗木の種類	植栽本数(本/ha)	実施時期	実施方法	

(注)

1. 森林の所在場所欄は、同一地番の森林について、その森林の現況を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況ごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記すること（その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる）。
2. 森林所有者欄には、申請者と当該森林の森林所有者が異なる場合に、当該森林所有者の氏名又は名称及び住所を記載すること。
3. 事業実施主体欄には、施業の種類によって主体が異なる場合には、行を分けて記載すること。
4. 森林の現況欄には、森林、伐採跡地等の土地の現況について記載すること。
5. 植栽面積欄は、実測又は見込みによりヘクタールを単位とし小数第4位まで記載するとともに、特定植栽のための伐採後に植栽する場合は、当該伐採に係る面積と一致するよう記載すること。また、複数の樹種を植栽する場合には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

6. 植栽時期欄には、植栽を開始する年月日から、植栽を終了する年月日までを記載すること。
7. 苗木の種類欄には、スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ等の樹種及び特定苗木の種類のほか、コンテナ苗・裸苗の別を記載すること。なお、特定植栽事業計画の対象森林に局所的に尾根部のような特定苗木の植栽に適さない箇所が含まれる場合、当初計画していた数量の特定苗木が調達できなかった場合等のやむを得ない事由があるときは、特定苗木以外の苗木を植栽することも差し支えないものとする。
8. 保育等の欄には、下刈り等の保育、獣害防止対策等の種類、実施時期、実施方法について記載すること。
9. 特定植栽事業計画の作成時に地番等の箇所別の植栽等の事項を確定させることができない場合は、森林の所在場所欄の林小班等欄に森林の区域（林班程度）を記載するとともに、森林所有者、事業実施主体、植栽計画及び保育計画等については事業計画作成時点において把握している事項について記載すること。

② 特定植栽のための伐採の実施計画

事業実施主体	事業実施年度	森林の所在場所				森林の現況				森林所有者	特定植栽のための伐採を行う場合の伐採計画					備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班	面積(ha)	樹種	林齢	立木材積(m ³)		伐採面積(ha)	伐採方法	伐採率(%)	伐採立木材積(m ³)	伐採の期間	

(注)

1. 森林の所在場所欄は、同一地番の森林について、その森林の現況を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況ごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記すること（その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる）。
2. 森林所有者欄には、申請者と当該森林の森林所有者が異なる場合に、当該森林所有者の氏名又は名称及び住所を記載すること。
3. 面積欄、伐採面積欄は、実測又は見込みによりヘクタールを単位とし小数第4位まで記載すること。
4. 伐採の方法欄には、皆伐又は択伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
5. 樹種欄は、スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ等の樹種を記載すること。

6. 林齢欄は、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの林齢を記載し、最も林齢の低いものの林齢と最も林齢の高いものの林齢とを「(○～○)」のように記載すること。
7. 伐採の期間が1年を超える場合においては、伐採の期間欄は年次別に記載すること。
8. 事業計画の作成時に地番等の箇所別の伐採に関する事項を確定させることができない場合は、森林の所在場所欄の林小班等欄に森林の区域(林班程度)を記載するとともに、森林所有者、事業実施主体、伐採計画等については事業計画作成時点において把握している事項について記載すること。

② 特定植栽事業の計画量

(単位：ha)

特定苗木の種類	植栽面積					
	年度	年度	年度	年度	年度	合計
合計						

(3) 特定植栽事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 特定植栽事業を実施するために必要な資金額及びその調達方法

機械・事業等の種類	予定年度	資金調達先別金額 (千円)				合計
		自己資金	林業・木材産 業改善資金	その他 借入金	その他 (補助金等)	
合計						

(注)

1. 補助金等及びその他借入金については、計画申請時点における予定を記載すること。
2. 特定植栽事業に必要となる機械・事業等の種類ごとに記載すること。

4 その他

(1) 特定植栽等に係る森林の権原を取得していることを証する書類

(注) 自己が所有する森林以外で計画を作成する場合は、当該森林について権原を有していることを証する書類を添付すること（同意書、契約書等）

(2) 造林事業に関する実績

(注) 直近3カ年程度の造林事業の実績を記載すること。

(別記様式 4)

特定増殖事業計画認定申請書

○年○月○日

都道府県知事 殿

(申請者)
住所 (法人にあつては名称
氏名 及び代表者の氏名)

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 9 条第 1 項の規定に基づき、別添の特定増殖事業計画の認定を申請します。

(別記様式 5)

特定増殖事業計画変更認定申請書

○年○月○日

都道府県知事 殿

(申請者)
住所 { 法人にあつては名称 }
氏名 { 及び代表者の氏名 }

○年○月○日付けで認定を受けた特定増殖事業計画について、下記のとおり変更したく、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

(注) 認定特定増殖事業計画書より変更部分を転写し、朱書訂正したものを添付すること。

(別記様式 6)

番 号
○年○月○日

(申請者) 殿

都道府県名
知 事 名

特定増殖事業計画認定通知書

○年○月○日付けで申請のあった特定増殖事業計画について、認定することを通知します。

併せて、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則第 7 条の登録証を送付します。

(別記様式7)

特定植栽事業計画認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

(申請者)

〔住所 法人にあつては名称
氏名 及び代表者の氏名 〕

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 14 条第 1 項の規定に基づき、別添の特定植栽事業計画の認定を申請します。

(別記様式 8)

特定植栽事業計画変更認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

(申請者)

〔住所 法人にあつては名称
氏名 及び代表者の氏名 〕

○年○月○日付けで認定を受けた特定植栽事業計画について、下記のとおり変更したく、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

(注) 認定特定植栽事業計画書から変更部分を転写し、朱書訂正したものを添付すること。

(別記様式9)

番 号
年 月 日

(申請者) 殿

都道府県名
知 事 名

特定植栽事業計画認定通知書

○年○月○日付けで申請のあった特定植栽事業計画について、認定することを通知します。

(別記様式 10)

伐採及び伐採後の植栽に係る森林の状況報告書

年 月 日

市町村長 殿

住所

報告者 氏名 (法人にあつては名称
及び代表者の氏名)

○年○月○日付けで認定を受けた特定植栽事業計画に係る森林につき次のとおり伐採及び伐採後の植栽を実施したので、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 17 条第 2 項の規定により報告します。

1. 森林の所在場所

市	町			
		大字	字	地番
郡	村			

2. 伐採の実施状況

伐採面積				ha
伐採方法	皆伐・択伐	伐採率	%	
伐採樹種				
伐採の期間				

3. 伐採後の植栽の実施状況

植栽の期間	植栽樹種	樹種別の植栽面積	樹種別の植栽本数

4. 備考

--

注意事項

1. 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
2. 森林の所在場所ごとに記載すること。
3. 面積は、小数第 2 位まで記載し、第 3 位を四捨五入すること。
4. 樹種は、スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ等の樹種を記載すること。

5. 伐採方法欄には、皆伐又は択伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
6. 植栽の実施状況欄には、複数の樹種を植栽したときは、植栽樹種、樹種別の植栽面積及び樹種別の植栽本数欄には、植栽した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第七条に規定する特定間伐等の実施又は助成に要する経費等を定める省令

(平成二十年総務省令第八十一号)

(法第七条に規定する総務省令で定める者)

第一条 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(以下「法」という。)第七条に規定する総務省で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地方公共団体
- 二 森林組合
- 三 生産森林組合
- 四 森林組合連合会
- 五 森林整備法人(分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第十条第二号に規定する森林整備法人をいう。)

(法第七条に規定する実施又は助成に要する経費)

第二条 法第七条に規定する実施又は助成に要する経費のうち総務省令で定めるものは、次に掲げる経費の支出額のうちいずれか少ない額とする。

- 一 当該年度において国庫補助金又は法第六条の規定による交付金(次号において「国庫補助金等」という。)の交付の対象となる特定間伐等の実施又は助成に要する経費の支出額
- 二 当該年度において国庫補助金等の交付の対象となる森林の整備に関する事業の実施又は助成に要する経費の支出額から平成十六年度から平成十八年度までの間において国庫補助金等を受けて実施し又は助成した森林の整備に関する事業に要した経費の支出額の三分の一に相当する額を控除した額

総財調第8号
令和3年4月1日

各都道府県総務部長 }
(財政担当課・市区町村担当課扱い) } 殿
各指定都市財政局長 }

総務省自治財政局調整課長
(公印省略)

特定間伐等促進対策に対する地方財政措置について（通知）

「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和3年法律第15号）が本日施行され、市町村が作成する特定間伐等促進計画に位置付けて実施される追加的な間伐等に要する経費について、令和12年度まで、引き続き地方債の特例措置を講ずることとされました。

これを踏まえ、従前のおり引き続き、下記のおり地方財政措置を講じることとしておりますので、お知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村に対しても、本通知について周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第7条に規定する特定間伐等の実施又は助成に要する経費等を定める省令」（平成20年総務省令第81号）第2条第1号に規定する国庫補助金等は以下のものとする（いずれも林道を除く。）。
 - ・（目）森林環境保全整備事業費補助
 - ・（目）美しい森林づくり基盤整備交付金
 - ・（目）農山漁村地域整備交付金のうち農業用水保全の森づくり事業、森林整備事業及び漁場保全の森づくり事業（漁場保全の森づくり事業については、保安施設事業を除く。）
- 2 一般補助施設整備等事業債を充当することとし、その充当率は100%とする。

- 3 2の地方債の元利償還金については、その30%に相当する額を、特別交付税により措置する（平成22年度以前起債分は、事業費補正方式により、後年度普通交付税の基準財政需要額に算入する。）。
- 4 日本政策金融公庫資金貸付金及び沖縄振興開発金融公庫資金貸付金の対象となる経費は、本特例措置の対象とならない。